

令和2年度大学教育再生戦略推進費
「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」審査要項

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会

「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（以下、「事業」という。）」は、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や地方公共団体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、学卒者の地元定着と地域活性化を推進することを目的とする事業である。

事業の審査は、この審査要項及び「令和2年度『大学による地方創生人材教育プログラム構築事業』審査基準」により行うものとする。

I. 審査方針

1. 選定する計画構想

事業は、地域における複数の大学が、地方公共団体や企業、NPOや民間団体等と協働して検討・作成する、当該地域が養成すべき人材育成指標（以下、「指標」という。）に基づいた教育プログラムを構築・展開するための教育改革について、以下の（1）から（4）の要件を満たすものの中から、学卒者の地元定着と地域活性化の推進という目的に照らし、Ⅱ. 3-1. に示す各項目等を、教育研究の観点及びマネジメントの観点から総合的に勘案し選定する。

なお、大卒新卒採用人数の充足率が低い地域を対象としている事業について認定するものとし、また、個別の評価項目に加えて、学校種や設置形態、対象地域、大学の規模、産業分野及び学問分野等のバランスに偏りがないように選定するものとする。

- （1） 高等教育機関のみならず、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づく現状・目標の共有、連携協力の抜本的強化を図るものであること。
- （2） 学長の責任の下、大学本部が主体的に関わる体制を構築し、当該大学全体の改革を実現する観点から、教育プログラムの構築・実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るものであること。
- （3） 構築する教育プログラムは、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会にも資するよう、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものであること。
- （4） 補助期間終了後においても、大学が地域の人材育成機関としての役割を果たすために、地域社会を構成する関係者間での恒常的な連携体制が継続し、公的な支援に依存することのない具体的な資金循環メカニズムの構築を図るものであること。

2. 審査の進め方

審査は、大学からの申請に基づき、Ⅱ. 3-1. に示す各項目等及び申請要件への対応を確認した上で、明確な改革構想に基づく事業としての意義について、公平・公正に審査を行うものとする。

II. 審査方法

1. 審査体制

外部有識者・専門家からなる「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

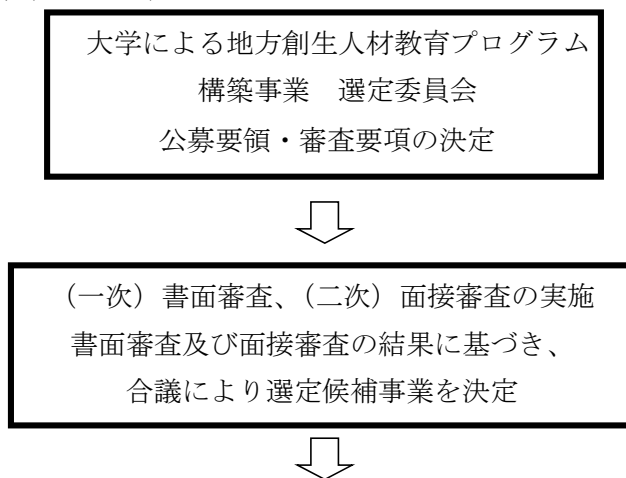
なお、委員会の審査に当たっては、原則として、①全員が文部科学省外部の有識者であること、②文部科学省からの出向者及び元文部科学省等の職員を含めないこととする。

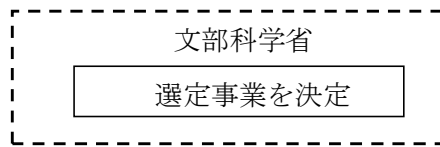
2. 審査手順

委員会において、提出された申請書類による「書面審査」を行う一次審査とヒアリングによる「面接審査」を行う二次審査の2段階審査を経て採択候補事業を選定する。

- (1) 一次審査では、各申請に対し複数の委員が審査基準に基づき書面審査を行う。その後、委員会の合議により、申請書類、書面審査の評価結果に基づき面接審査対象事業を選定する。
- (2) 二次審査では、面接審査として、委員長を含む委員数名による申請者へのヒアリングを行う。その後、委員全員の合議審査により、採択候補事業を選定する。
評価に当たって、委員は評点とともに各申請の長所と短所を中心とした審査意見を必ず付すものとし、それらの審査意見を参考にしながら、最終的に、合議により個々の申請の評価を総合的に判断するものとする。
- (3) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

審査手順（イメージ）





3. 審査方針

評価項目は以下のとおりとし、個々の要素を踏まえて評価を行う。

なお、公募要領には、対象となる事業に対し「期待される取組等」を例示するとともに、申請書の作成にあたって留意すべき事項を示しており、申請書の記載内容に応じて、適宜評価の際に参照する。

3-1. 書面審査の評価項目

書面審査においては、各申請について、以下の項目に関する評価を行った上で、総合評点を付すものとする。それぞれの評価に当たっては、「(参考) 公募要領に示した申請内容等」も踏まえつつ評価する。

(1) 大学の改革方針を踏まえた事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ・ 事業は大学全体の改革の一環として位置付けられているか。
- ・ 申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものとなっているか。
- ・ 今後も上記改革を継続して推進する計画となっているか。

(2) 事業の目的及び概要

<全体像>

- ・ 目標が達成されることが、我が国の地方創生の推進にとって有意義なものか（波及効果が期待できるものか（費用対効果を勘案する））。
- ・ 事業内容は、大学の改革方針、目標及び計画調書の「1. これまでの教育改革の取組と今後の方針」の内容と照らして妥当なものになっているか。

<具体的な実施内容>

- ・ 目標の達成に必要な実施内容が盛り込まれているか（過大・不必要な内容が盛り込まれていないか）。
- ・ 共通の事業目標値は、各事業協働機関の役割等を踏まえ、適切に設定されているか。
- ・ 共通の事業目標値以外にも定量的、定性的な目標が設定されており、妥当かつ意欲的な内容となっているか。

(3) 事業責任大学の目的・目標を踏まえた地方創生

- ・ 事業責任大学の学則等において、大学全体の目的・目標の中で「地方創生」を明確に位置付けているか。
- ・ 事業責任大学における「地方創生」の内容が明確で、かつ、対象地域の動向を見据えたものとなっているか。

(4) 対象地域の設定及び養成すべき人材像の把握、指標の作成

- ・ 事業の目的に鑑み、生活圏や経済圏等の観点や地域の人口構造の変化、産業構造、大学等の地理的な分野、規模等の観点から、対象地域の設定は適切なものとなっているか。
- ・ 対象地域における大卒採用予定人数の充足率が低いことについて、エビデンスに基づき明確に分析されているか。
- ・ 大卒採用予定人数の充足率を満たすための課題が明確に示されているか。また、大学のみ判断ではなく、対象地域の地方公共団体が策定した文書の引用等により、地域において養成すべき人材像が明確となっているか。
- ・ 地域において養成すべき人材像に基づき、指標を策定するための検討体制及び指標策定までのプロセスが具体的に示されているか。
- ・ 対象地域の地方公共団体や企業等からの人材ニーズを把握するための具体的な仕組みが構築されているか。
- ・ 出口となる具体の企業が確保されているか。あるいは、確保のための具体的な方法が明確となっているか。

(5) 出口と一体となった教育カリキュラムの構築・実施

- ・ 構築する教育プログラムは、対象地域が求める人材として必要な能力が修得できる内容となっているか。また、そのための教育方法は妥当なものとなっているか。
- ・ 教育プログラムの構築において、出口となる具体の企業と協働するための体制が構築されているか。
- ・ 教育プログラムは体系的に編成されているか。また、その教育プログラムを履修することによる学修成果・教育成果を把握・可視化し、指標との対応関係を明確にするための仕組みが構築されているか。
- ・ 学生が教育プログラムを履修し、地元に着するまでのプロセスが明確となっているか。また、学生及び出口となる企業への支援体制が具体化されているか。
- ・ 修得させる能力に必要な学修時間が確保された教育プログラムとなっているか。
- ・ 教育プログラムを実施するために必要な能力や専門性のある教員が確保されているか。
- ・ 構築する教育プログラムを実施していくための教員体制やFD・SDの実施内容は妥当なものとなっているか。

(6) 事業の実施計画

- ・ 各年度の実施計画は妥当かつ具体的なものとなっているか。
- ・ 各年度の実施計画は、補助期間終了時の達成目標から照らして適切なものとなっているか。

- ・ 学内体制、専門人材の配置や学生の受入先等学外との連携体制、FD・SDの実施計画等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。
 - ・ 資金計画の面から、4年目、5年目の補助金額逡減時に、事業規模を縮小せず計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業の実施が十分見込めるものとなっているか。
- (7) 他の公的資金との重複状況
- ・ (以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合) 今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか。
 - ・ (「地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業)」又は「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を受け継ぐ場合) 大学COC事業又はCOC+と事業とのすみ分けが明確になっているか。
 - ・ 他の公的資金との重複はないか。
- (8) 各経費の明細
- ・ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。
 - ・ 過大な積算となっていないか。
- (9) 構想の実現可能性
- ・ 申請に係る分野・領域における学術活動や人材養成、対象地域との連携等のこれまでの実績から、申請された計画が実現可能なものであると言えるか。
 - ・ 教育プログラムを履修する学生を集めることが見込めるか。また、学生確保の方策が具体的に示されているか。
 - ・ 大学・企業など連携先機関との連携の内容が、協力を得られることが十分に見込める実現可能なものであると判断できるか。
 - ・ 事業の実施に当たって、コストシェアの考え方(役割分担)を明確にしたうえで、事業協働機関からの追加的支援(財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等)が徹底されているか。
 - ・ 事業協働機関からの追加的支援が、事業の目的、各事業協働機関の規模、大学の規模、大学の設置主体から照らして適切なものとなっているか。
 - ・ 教育効果の把握等、実績評価が適切に実施できる体制が整備されているか。
 - ・ 構想の実現のために必要な実施・運営体制や教育研究環境、及びその整備計画は十分なものとなっているか。
 - ・ 学長を中心とした責任あるマネジメント体制が確保されているか。
 - ・ 構想の実現に向けた取組が、具体的かつ明確に説明されているか。
 - ・ 評価の実施計画及び達成目標に対する達成度、学生や卒業生を対象とした調査等

による学生の能力向上・学修行動の変化等、客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業の改善や見直しを行う PDCA サイクルが構築されるものとなっているか。

- ・ 取組を波及させる手法及び計画が妥当なものとなっているか。

(10) 継続性及び発展性

- ・ 事業が申請大学全体の中長期的な改革構想の中で、戦略的に位置づけられているか。
- ・ 必要な教員、学外機関との連携、教育研究環境、実施運営体制の維持・確保・改善が中長期的に構想されているか。
- ・ 事業の継続・発展のために多様な資源の確保・活用方策が考えられているか。
- ・ 資金計画は、数値とその裏付けとなる計画がそれぞれ具体的に示されており、かつ中長期的に実現性が高いと判断できるものか。
- ・ 事業の内容に応じて、学内外資源が、中長期的な観点からふさわしい水準になっているか。
- ・ 大学 COC 事業又は COC+に採択されていた場合、補助期間終了後の令和 2 年 4 月以降も当該事業に係る取組が継続されているか。
- ・ 事業の継続及び発展に向けた取組が、具体的かつ明確に説明されているか。

(11) 幹事校大学としての役割（幹事校申請大学のみ）

- ・ 事業に採択された大学間の交流や取組内容・成果の共有を図る仕組みが構築されているか。
- ・ 事業の成果を全国に周知・広報するための仕組みが構築されているか。
- ・ 各大学が実施する事業の成果を集約し、全国普及のためのモデル化をするための仕組みが構築されているか。

3-2-1. 以降の審査

以降の審査（合議審査（一次審査）、面接審査、合議審査（二次審査）、及び委員会における審査）においては、上記の書面審査による審査意見及び上記の評価項目を参考にしながら、個々の申請の内容を総合的に判断し評価を行う。

3-2-2. その他

審査はこの審査要項によるほか、審査を進めるに当たって必要な事項は委員会において定める。

(参考) 公募要領に示した申請内容等

(事業の全体像) (公募要領 7～8 ページ)

- 事業責任大学は、地域を志向した大学であることを学則等に位置付けるとともに、地域社会を構成する関係者間での恒常的な連携体制の整備や学内の周知徹底（全学教職員への FD・SD の徹底など）など、全学的に地域人材を養成するための取組を行うことを明確化していること。
- 当該地域において養成すべき人材像に基づく具体的な育成指標の策定のための体制が具体化されていること。
- 学卒者の地元定着については、4. (2) に定める数値目標を明記すること。

(教育改革及び教育プログラム案：事業責任大学のみ) (公募要領 8 ページ)

- 地域が求める人材を養成するための指標に基づく教育改革の構想について、以下①～④を明確に記載すること。
- ① 連携体制において検討を行い、地域が求める人材像と修得すべき能力を記載すること。修得すべき能力は、連携地方公共団体・企業等からのヒアリングやデータ等の把握・分析に基づき、具体的かつ明確にすること。【ニーズ把握・分析と修得能力の明確化】
- ② ①を満たす人材を養成するために構築する教育プログラムは、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会にも資するよう、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものとする。【実践的な能力が身につく体系的な教育課程の編成】
- ③ 構築する教育プログラムの担当教員の計画については、その内容を教授できる経歴・専門分野の教員及び関係企業、団体等の有識者や実務家教員等で構成（採用予定者を含む）すること。
- ④ 授業を担当する教員（実務家教員を含む）全員が、地域のニーズや開発する教育課程の内容を共有し、共通理解を持って教育課程等の開発を推進できるよう、適切な教員体制を構築し、効果的なファカルティ・ディベロップメントを実施すること。【教員体制と FD】

(事業推進体制) (公募要領 8～9 ページ)

- 事業の推進体制が十分に事業協働機関の間で検討されていること（体制図、事業協働機関内の意思決定プロセス、事業責任大学の権限＝意思決定の最終権限保持）。
- 事業協働機関での対話の場の設定やコストシェアの考え方（役割分担）を明確にしたうえで、事業協働機関からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底など、事業協働機関が組織的・実質的に協力していること。
- これまでの地域との連携の実績を発展、充実させた事業であること。

※これまで大学への補助金（大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等）で支援した取組について、成果を基に取組内容を発展、充実させた上で、プログラムの一部として取り込むことは可能。

(事業の横展開について：幹事校のみ) (公募要領 9～10 ページ)

- 採択大学間の連携体制を構築するための連絡会の設置及びプログラムに採択された大学等と地域との連携体制やコストシェアの考え方、地域が求める人材を養成するための指標に基づく教育改革、具体的な教育プログラムの内容及び実施体制や教育成果の広報に関する取組【事業の共有及び広報】
- プログラムに採択された大学等の運営モデルや成果を取りまとめ、事業責任大学や参加校以外の大学等や地域においても適用可能とする事業実施スキームの構築に向けた取組【事業成果の収集及び横展開】

(期待される取組等) (公募要領 10 ページ)

<事業協働機関の連携体制の観点>

- ・ 地域課題の洗い出しや出口となる企業の開拓、事業協働機関との調整、教育プログラムの設計等を円滑かつ迅速に遂行する人材の確保・配置 (プログラムディレクターの雇用・配置)
- ・ 地域の発展に向けたビジョン、その中における高等教育の方向性を分析・検討するための、地域の大学と地方公共団体、産業界が一体となった恒常的な連携体制の構築 (既存の大学コンソーシアムの発展、地域連携プラットフォームの形成等)
- ・ 事業協働機関の大学間での教育プログラムの相互受講 (大学コンソーシアム間の科目等履修、単位互換等)

<教育改革・教育プログラムの観点>

- ・ 教育プログラムの学修成果の可視化 (サーティフィケート (学修証明)、学位の授与等)
- ・ 地域のニーズや費用対効果を勘案した適切なプログラムの実施規模の設定 (「構築する教育プログラム数×受講者数」が計 50 名以上の事業規模)
- ・ 18 歳の伝統的な人材育成ニーズに限らない、高大連携、リカレント教育などの幅広い観点を踏まえた教育改革及び体系的な教育プログラムの構築 (アドバンスドプレイスメント、職業実践力育成プログラム (BP) の単位認定等)

<補助期間終了後の継続制の観点>

- ・ 補助期間終了後においても地域の人材ニーズを踏まえた教育改革のサイクルが継続し、かつ、公的な支援だけに依存することのない、資金循環メカニズムの構築 (寄附等による企業からの支援、外部への事業の一部切り分け等)

III. その他

1. 開示・非開示

- (1) 審議内容の取扱について
 - ① 委員会の会議及び会議資料は、原則非公開とする。
 - ② 選定された事業は、文部科学省ホームページへの掲載により、広く社会へ情報提供することとする。
- (2) 委員等の氏名について
 - ① 委員会委員の氏名は事業選定後公表するものとする。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ① 申請大学について
 - ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
 - ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請
- ② 連携先機関について
 - ・ 委員が現在所属する大学等に関する申請
 - ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3. 秘密保持等

- (1) 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。